

学校給食における食物アレルギー対応に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、学校給食の運営に際し、食物アレルギーの園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）について、学校給食で特別な配慮が必要な児童等に適切な対応を行うため、毎日の給食献立からアレルゲンとなる食材を除去した給食を該当児童等に提供することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者については、次のとおりとする。

- (1) 医師の診断により、食物アレルギーが明らかたため、学校給食においてアレルゲンとなる食材を除去する必要があると認められる者。
- (2) その他、必要と認められる者。

(申請)

第3条 特別（除去）給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、特別（除去）給食申請書（様式-1）に、医師の診断書又は医師による指示書等、アレルギーの内容が明らかとなる書類を添えて、学校（園）長に申請するものとする。

2 転入等により、年度途中で保護者から申し入れがあった場合は、学校給食センター（以下「センター」という。）の特別（除去）給食の提供状況等を考慮し、申請書の受理についてはセンターと学校（園）が協議のうえ行うものとする。

(認定事務処理)

第4条 認定事務処理については、次のとおりとする。

- (1) 学校（園）長は、保護者からの申請に基づき内容確認のうえ、特別（除去）給食申請書（様式-2）を所管するセンターに提出する。
- (2) センターは、学校（園）長から申請された特別（除去）給食申請書について、第5条に定める認定要件等により審査決定し、その結果を特別（除去）給食認定書（様式-3）により学校（園）長に通知する。
- (3) 学校（園）長は、認定結果を速やかに保護者に連絡する。

(認定要件等)

第5条 認定要件は、次のとおりとする。

1 認定手順

認定は、保護者からの申請に基づき、次に定める保護者及び学校（園）、センターの三者で協議し、除去について対応が可能な食材であるか等、2に定める認定要件を勘案し認定する。

- (1) 保護者 児童等の保護者
- (2) 学校（園） 校（園）長及び担当教諭
- (3) センター 所長及び栄養教諭又は学校栄養職員若しくは調理員

2 認定要件

認定の要件は以下のとおりとする。

- (1) 軽度であること。
- (2) 医師による指導を受けていること。
- (3) 家庭において食事療法をしていること。
- (4) その他、適切な取り組みをしていること。

(費用負担等)

第6条 除去給食に伴う給食費及び代替給食の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 除去給食に伴う給食費の減額は行わない。ただし、牛乳欠食については、当該年度末に精算し返金する。
- (2) 特別(除去)給食は、アレルギーとなる食材の除去を基本とし、代替品については保護者からの持参とする。

(改善届及び解除決定)

第7条 アレルギー症状の改善が見られた場合、保護者は学校(園)長に確認書(様式-4)に理由書を添えて届け出るものとし、学校(園)長は当該届出があった場合は速やかに学校(園)長印を押印のうえ、センターに提出するものとする。

2 センターは当該届出があった際は、学校(園)長に解除日等について確認し、今後の対応等について協議のうえ、解除を決定する。

(異動報告)

第8条 学校(園)長は、特別(除去)給食の認定を受けた児童等が、転出等により異動があった場合は、センターに報告する。

(全部欠食)

第9条 食物アレルギー疾患により、学校給食の全部を欠食する場合は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の全部を欠食する児童等の保護者は、学校給食の欠食申請書(様式-5)に医師の診断書又は医師による指示書等、アレルギーの内容が明らかとなる書類を添えて、学校(園)長に申請する。
 - (2) 学校(園)長は、保護者からの申請に基づき、内容を確認のうえ、学校給食の欠食申請書(様式-6)を所管するセンターに提出する。
 - (3) センターは、学校(園)長から申請された学校給食の欠食申請書について審査し、認定の可否について決定し、その結果を学校給食の欠食認定書(様式-7)により学校(園)長に通知する。
 - (4) 学校(園)長は、認定結果を速やかに保護者に連絡する。
- 2 学校給食の全部を欠食する児童等の保護者は、児童等の食事を準備する。
 - 3 学校給食の欠食認定を受けた児童等に対する給食費負担は行わない。
 - 4 この規定に該当する者は、アレルギー疾患により、給食を欠食する場合のみ適用する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

平成21年3月2日から施行する。

特別（除去）給食申請書

平成 年 月 日

学校（園）長 様

保護者住所： _____

氏 名： _____ ⑩

電話番号： _____

ふ り が な

____年____組_____は、別紙診断書等のおり食物アレルギー疾患により食物療法が必要なため、特別（除去）給食を申請いたします。

なお、上記申請による給食実施に伴い、栄養障害等の疑義が生じた場合においても異議の申し出はいたしません。

（添付書類）

1. 診断書、学校生活管理指導表等 1部

特別（除去）給食申請書

平成 年 月 日

篠山市教育長 様

学校（園）：

学校（園）長： ⑩

ふりがな

____年__組_____は、食物アレルギー疾患により「_____」

が喫食できない旨申し出があったので、特別（除去）給食の取り扱いについてご配慮
くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

（添付書類）

- 1. 診断書等の写し 1部
- 2. 保護者より学校長宛申請書の写し 1部

処			理			欄		
受付日	開始日	解除日						
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日						

教育委員会	教育長	部長	次長			
学校給食センター	所長	課員		栄養教諭・栄養職員		調理員

特別（除去）給食認定書

平成 年 月 日

学校（園）

学校（園）長 様

篠山市教育委員会

教育長 前川 修 哉

平成 年 月 日付にて申請のありました下記については、特別（除去）給食の認定をいたしましたので通知します。

記

1. 氏 名

年 組

2. 認定理由

食物アレルギー疾患のため

3. 除去食材名

4. その他

- ① 特別（除去）食に伴う給食費の減額は行いません。
ただし、牛乳欠食については該当年度末に精算し返金いたします。
- ② 特別（除去）食は、アレルゲンとなる食材の除去を行います。
代替品については、保護者からの持参により対応をお願いします。
- ③ 献立により複数の除去対象食材を含む副食は、全ての除去対象食材を除去したものになる場合もあり得ます。
- ④ アレルギー症状が改善し喫食が可能となった場合は、速やかに学校給食センターまで「確認書」（様式-4）の届出をお願いします。

確 認 書

平成 年 月 日

篠山市教育長 様

学校(園)名 :

学 校 長 :

Ⓜ

保 護 者 :

Ⓜ

ふ り が な

_____年 _____組 _____は、〔 _____ 〕が

喫食できるようになったので、保護者の理由書を添え確認書を提出いたします。

処			理			欄		
受付日	開始日	解除日						
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日						

教育委員会	教育長	部 長	次 長			
学校給食センター	所 長	課 員		栄養教諭・栄養職員		調 理 員

学校給食の欠食申請書

平成 年 月 日

学校（園）長 様

保護者住所： _____

氏 名： _____ ⑩

ふ り が な

____年____組_____は、別紙診断書等の通り食物アレルギー疾患により
食物療法が必要なため、学校給食の全部を欠食することを申請いたします。

なお、学校（園）での食事は保護者で準備し、貴校（園）にご迷惑はおかけいたしません。

（添付書類）

1. 診断書、学校生活管理指導表等 1部

※ 全部を欠食するとは、牛乳、米飯、パン、副食の全てを欠食することです。

学校給食の欠食申請書

平成 年 月 日

篠山市教育長 様

学校（園）名：

学校（園）長：

⑩

ふ り が な

年 組 は、食物アレルギー疾患により学校給食の全部を欠食する旨申し出があったので、関係書類を添えて申請いたします。

（添付書類）

- 1. 診断書等の写し 1部
- 2. 保護者より学校長宛申請書の写し 1部

処 理 欄								
受付日	開始日	解除日						
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日						

教育委員会	教育長	部 長	次 長			
学校給食センター	所 長	課 員		栄養教諭・栄養職員		調 理 員

学校給食の欠食認定書

平成 年 月 日

学校（園）

学校（園）長

様

篠山市教育委員会

教育長 前川 修哉

平成 年 月 日付にて申請のありました下記については、食物療法が必要
なため、学校給食の全部を欠食することを認定しましたので通知します。

記

1. 児童等の氏名

年 組

2. 認定理由

食物アレルギー疾患のため

3. その他

- ①学校（園）での食事は、保護者により準備してください。
- ②この認定は、アレルギー疾患の場合のみ適用いたします。
- ③アレルギー症状が改善し、学校給食の喫食が可能となった場合は、速やかに学校給食センターまで連絡してください。